

第**117**回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成28年6月23日（木）
午前10時

開催場所 大阪市西区立売堀三丁目1番1号
大阪トヨペットビル9階会議室

目次

● 株主総会招集ご通知	2
● 事業報告	4
● 連結計算書類	30
● 計算書類	33
● 監査報告書	38
● 株主総会参考書類	41
第1号議案 剰余金の処分の件	41
第2号議案 取締役4名選任の件	42
第3号議案 監査役3名選任の件	45
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	47
株主総会会場のご案内	末尾

郵送による議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書のご返送により、議決権を行使下さいますようお願い申し上げます。

行使期限：平成28年6月22日（水）

午後5時30分

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を次のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 **名村 建介**



経営理念 「存在感」

私達は、
お客様にとって
働く人にとって
地域にとって
日本にとって
世界にとって
必要とされる企業であり続けたい

私は、
お客様にとって
職場にとって
家族にとって
地域にとって
なくてはならない存在になりたい
「存在感」が当社の経営理念です



招集ご通知

証券コード 7014

平成28年6月1日

株主各位

大阪市西区立売堀二丁目1番9号

株式会社 **名村造船所**代表取締役社長 **名村 建介**

第117回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**平成28年6月22日（水）営業時間終了時（午後5時30分）**までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2 場 所	大阪市西区立売堀三丁目1番1号 大阪トヨペットビル9階会議室
3 目的事項	<p>報告事項 第117期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役4名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p>

以 上

お 願 い

- 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<http://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告の新株予約権等に関する事項」、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト** (<http://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過およびその成果

■ 当連結会計年度の経営環境と業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移してまいりましたが、中国など新興国経済の減速、不振から脱しきれない欧州経済、資源価格の暴落による資源国の経済不安に加えて本年1月以降は円高が加速し景況感の悪化が鮮明となりました。

日本造船工業会によりますと、平成27年暦年の世界新造船竣工量が67,412千総トン（前年同期比4.3%増）、同期間の新造船受注量は76,570千総トン（前年同期比6.2%減）となりました。竣工量は平成23年のピーク以降減少に転じましたが、平成25年の底値狙いの投機的な大量発注が竣工時期を迎え始めたことにより増加に転じたものと思われます。わが国造船業を取り巻く外的環境は、本年2月には撒積運搬船運賃の国際市況を示すバルチック海運指数（昭和60年＝1,000）が過去最低の290となるなど未曾有の低水準が続き、撒積運搬船の新造船需要がほぼ消失するばかりか、一部の船主からは造船所に対して契約済新造船の引渡し延期や値引きの要請が出ていると言われています。また、中国では上場造船企業の経営破綻が報じられ、韓国では主力造船所のリストラや救済合併の動きも取り沙汰されるなど、国内外で造船所の厳しい生存競争が繰り広げられております。

当企業集団の当連結会計年度の業績は、平成26年10月1日付で完全子会社になった佐世保重工業株式会社が当連結会計年度から年度を通じて連結対象となったことから、売上高は147,202百万円（前年同期比8.5%増）となりました。損益面では、中核である新造船事業において、売上対象船がリーマンショック後に受注した低船価船が中心であったことや、受注環境が厳しく総じて船価水準が低い中で中長期的な戦略をもとに中型低温式LPG運搬船などの新規開発船型や一部の受注船を対象に工事損失引当金を計上したことに加え、期末にかけての急激な円高等に伴う当該損失引当金の積み増しの影響もあって前年同期に比べ大幅な減益となりましたが、修繕船事業などの非新造船事業においては佐世保重工業株式会社との統合効果もあって全て増益となり、その結果営業利益は6,639百万円（前年同期比69.2%減）、経常利益は5,574百万円（前年同期比74.8%減）となりました。また、第2四半期までに計上した特別利益がありましたが投資有価証券評価損の特別損失計上により税金等調整前当期純利益は8,346百万円（前年同期比57.7%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は7,311百万円（前年同期比50.1%減）となりました。

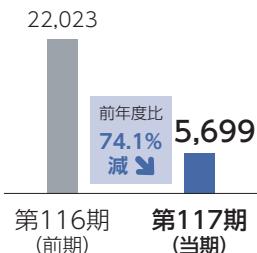
事業別の営業の状況

新造船事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



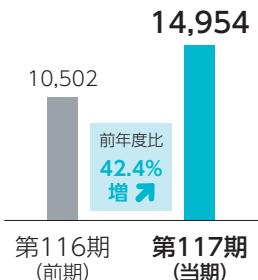
当連結会計年度におきましては、大型鉱石運搬船1隻、ハンディ型24隻を含む撒積運搬船31隻、中型油送船1隻、小型船1隻の合計34隻を完工し、当連結会計年度の売上高は111,398百万円（前年同期比4.3%増）、営業利益は5,699百万円（前年同期比74.1%減）となりました。

受注面につきましては、大型船3隻を含む撒積運搬船6隻、油送船14隻、中型低温式LPG運搬船1隻の合計21隻を受注した結果、当連結会計年度末の受注残高は320,884百万円（前年同期比9.5%増）となりました。

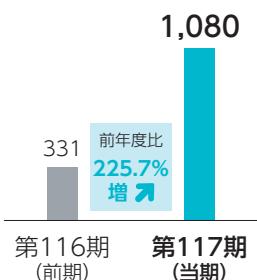
当連結会計年度における売上計上の米ドル額は940百万米ドルであり、その平均レートは1米ドル当たり117円01銭であります。

修繕船事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



主に函館どつく株式会社および佐世保重工業株式会社が担う修繕船事業におきましては、艦艇工事を主力としつつ一般商船の修繕工事にも積極的に取り組んでおります。佐世保重工業株式会社の完全子会社化により修繕拠点が増えたことで、当連結会計年度の売上高は14,954百万円（前年同期比42.4%増）、営業利益は1,080百万円（前年同期比225.7%増）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、8,678百万円（前年同期比49.4%増）であります。

機械事業

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)

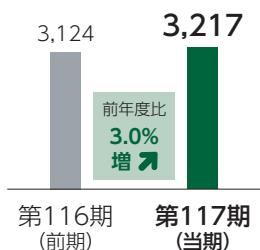


オリメック株式会社および佐世保重工業株式会社が担う機械事業につきましては、産業機械のみならず船用機器等の分野にも事業範囲が拡大したこともあり、当連結会計年度の売上高は12,396百万円（前年同期比14.3%増）、営業利益は867百万円（前年同期比36.2%増）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、4,567百万円（前年同期比17.6%減）であります。

鉄構陸機事業

売上高 (百万円)



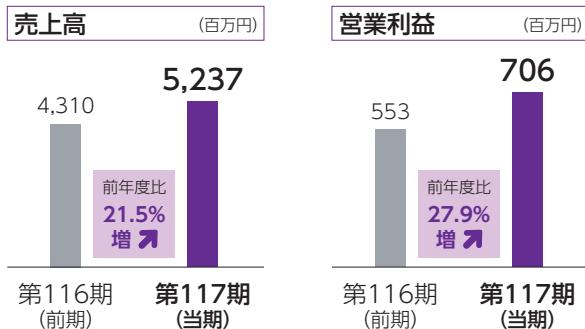
営業利益 (百万円)



鹿児島県ご発注の地方特定道路整備工事（美山25-1工区）（245トン）などの工事を予定通り完工し、当連結会計年度の売上高は3,217百万円（前年同期比3.0%増）、営業利益は181百万円（前年同期比83.6%増）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、4,243百万円（前年同期比42.3%増）であります。

その他事業



当連結会計年度の売上高は5,237百万円（前年同期比21.5%増）、営業利益は706百万円（前年同期比27.9%増）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は、777百万円（前年同期比4.1%減）であります。

事業別売上高および営業利益

事業区分	売上高(百万円)			営業利益(百万円)		
	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比増減(%)	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比増減(%)
新造船	106,851	111,398	4.3	22,023	5,699	△74.1
修繕船	10,502	14,954	42.4	331	1,080	225.7
機械	10,848	12,396	14.3	636	867	36.2
鉄構陸機	3,124	3,217	3.0	99	181	83.6
その他 (消去又は全社)	4,310	5,237	21.5	553	706	27.9
				(△2,053)	(△1,894)	
合計	135,635	147,202	8.5	21,589	6,639	△69.2

(2) 企業集団の資機材調達および外注

調達を取り巻く環境につきましては、足元鉄鋼原料や原油価格は依然として底値で推移しているにも係わらず一部の資機材価格においては下げ止まり感も見られますが、函館どつく株式会社および佐世保重工業株式会社との連携を強化しシナジー効果を発揮することでさらなるコスト削減を図ってまいります。

また、調達部門としましては、他部門とも連携のうえVA/V E活動を継続させながら、長年取引を続けている資機材取引先各社と協議を重ね、今後の難局を乗り切るために知恵を出し合っていくとともに、適正品質安定供給を維持・確保し、顧客満足に繋げていくよう努めております。

(3) 企業集団の設備投資、研究開発

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、3,282百万円であります。生産性向上を目的とした設備投資に加え省エネ設備や老朽化対策のリプレイス等を行いました。

研究開発費の総額は722百万円であり、船舶・海洋に関する基礎的な研究、船舶主機における排熱エネルギー回収システムのほか環境に配慮した省燃費船型・付加物の研究や新商品の開発、既存商品の品質向上、生産効率の改善に取り組み、成果を上げつつあります。

(4) 企業集団の対処すべき課題

当企業集団は事業環境の変化に柔軟に対応し、持続的な成長・発展を実現すべく平成26年度から平成28年度までの3ヶ年間の中期経営計画「勝負のとき」を策定し、コスト削減と研究開発力の強化を中心とした事業収益力の向上と成長戦略の両立を目指しております。平成26年10月1日から佐世保重工業株式会社が企業集団に加わり、函館どつく株式会社を加えた3社間における統合効果向上活動の結果、中核となる新造船事業では、営業、設計・開発、製造、調達など各分野において顕著な統合効果が発現しております。今後も伊万里・函館・佐世保の3拠点の一体運営を加速し、グループのシナジー効果を最大限に発揮させることで競争力の強化に取り組んでまいります。修繕船事業、機械事業、鉄構陸機事業、その他事業につきましても、急速かつ多様な環境変化への対応力や技術力を強化することで事業基盤を強化し、各事業における強みを活かしつつ弱みを克服し、収益構造の安定化に努めてまいります。成長戦略については、企業の成長の礎となる内部体質の強化を加速するとともに、他社との戦略的事業提携やさらなる海外進出なども積極的に検討を進めてまいります。

当社を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、今後とも株主はもとより顧客・取引先・従業員などの様々なステークホルダーと良好な関係を維持・発展させて経営基盤を強化し、企業価値、株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

新造船事業

撒積運搬船運賃の国際市況を示すバルチック海運指数の低迷が長期化しており、撒積運搬船の新造船引き合いは極めて限定的で世界を見渡しても成約はほとんど報告がない状況にあります。撒積運搬船に比較して堅調な油送船も新造船契約が積み上がってきており、先行きの不透明感から船主は新規発注には慎重になってきております。

このような環境下、当グループの受注方針である「常に3年分の受注残の確保」の達成に向けて、市場ニーズを取り込んだ新船型の開発等に鋭意努めてまいります。また、適正品質をキープしながらコスト削減に徹底して取り組むとともに、環境対応を含めた性能面においては業界トップクラスを維持し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

修繕船事業

修繕船事業の主力である艦艇工事は、今後艦艇の大型化や延命工事による工事量の増加が期待されており、受入態勢の整備に向けた対応力強化に努めます。また、修繕船事業は操業の山谷が大きい事業であり、厳しい価格競争が続いている一般商船につきましても、営業力強化やコスト削減による競争力強化により受注拡大を図り安定操業量の確保に努めてまいります。

函館どつく株式会社、佐世保重工業株式会社ともに長年の歴史と伝統に裏付けられた技術力と立地的な優位性を最大限に活かしてまいります。

機械事業

産業機械を担うオリイメック株式会社では、中国をはじめとする新興国の経済成長の鈍化により主要顧客である自動車産業や電気関連企業の設備投資意欲は低迷しております。このような事業環境のもと、国内事業においては、新製品の販売促進による新規および更新需要の掘り起こし等を推進することで確実に利益が確保できる体制を強化し、海外事業においては、海外生産子会社の競争力強化と各国の市場ニーズにあった営業戦略を明確にし、受注・売上の拡大に取り組んでまいります。

船舶用機器等を担う佐世保重工業株式会社は、国内同業他社との価格競争が続いているクランク軸の大型化へ対応するための設備更新に取り組んでおり、営業力の強化・コスト競争力強化に努めてまいります。

鉄構陸機事業

平成25年に国土強靱化基本法が制定され、道路の未開通区間の解消やネットワークの整備等で継続的に新設橋梁の発注が予定されております。

総合評価落札方式への対応力の強化を図ることで受注確度向上に努めるとともに、今後確実に需要が増加すると見込まれる保全・補修工事への取組み強化など、将来に亘り社会インフラの維持・発展に貢献するとともに、確実に利益を確保出来る構造改革と体質改善を図ってまいります。

その他事業

各事業を担う関係会社が市場環境の急速な変化に対応できるよう、グループの事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。また、当企業集団における各事業の役割を明確化することでグループ経営資源の有効活用やシナジー効果を高め、各事業の収益力を高め、グループ収益基盤の強化・発展を図ってまいります。

資材調達部門

函館どつく株式会社および佐世保重工業株式会社とのグループ全体でのさらなるシナジー効果の引き出しなど、コスト削減に繋がる全体最適を追求できる要素もまだ残されております。今後も低船価船の建造が続くことから、ありとあらゆる調達コストの削減活動に鋭意尽力し、徹底的に採算改善を図ってまいります。

資機材取引先各社とも適宜連携し、グループでの規模拡大のメリットを最大限に活用しつつ、並行してV A/V E活動を幅広く行う一方で、海外も含めた新規取引先の開拓を進めることで、選択肢も広げながら、最大限のコスト削減を図っていくとともに、足元の流動的な工程をキープしていくために、様々な手段を講じながら、他部門とも適宜連携の上、資機材の安定確保に努めてまいります。

設備投資部門

生産性向上・競争力強化を狙った生産設備の投資に加え、既存設備の予防保全や老朽化設備のリプレースを計画的に進め、安定的・効率的な操業の確保に努めてまいります。

研究開発部門

さまざまな国際的環境規制が強化されているなかで、環境負荷低減に鋭意取り組んでおり、特に新造船事業におきましては商品開発専任部門を設置し、営業部門等とも連携を密にしながら市場調査から商品開発までの業務密度を高め、船社各位における船舶の実運用状況等も踏まえ、省エネ船型・付加物の開発などによる温室効果ガス排出量の削減などの研究に積極的に取り組んでまいりますとともに、新規市場開拓のための戦略的な商品開発に努めてまいります。

管理間接部門

当企業集団を取り巻く事業環境は極めて厳しく先が見えない状況にありますが、日々変化し続ける事業環境に的確に対応し、顧客が真に求めているものを提供し続けることで、顧客満足度の向上を図りつつ、管理間接部門も含めすべての部門が一致団結して引き続きコスト削減活動に取り組んでまいります。

重要な経営資源であります人材面については、女性が活躍できる雇用環境の整備を進め、環境の変化や事業展開を勘案したうえで、必要な人材を適時確保するとともに、次の世代を担う人材の育成と円滑な技能伝承に努め、グループ間の人材交流や積極的な外部人材の導入を図り、当企業集団の組織力強化に取り組んでまいります。

財務面では、適切な会計基準に則った透明性の高い会計処理方針を堅持しつつ、事業の持続的成長や戦略展開のための必要な資金需要に的確かつ安定的に対応するため、財務体質の一層の強化と健全化を図るとともに、直接金融・間接金融のバランスにも配慮した積極的な資金調達を図ってまいります。

当企業集団が、企業価値を高め、社会から信頼される企業として継続的に成長するためには、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実が必須であり、その基盤として内部統制システムの適切な運用が重要な課題であると考えております。グループガバナンス体制をさらに強化し、「チーム名村」としてグループ経営体制の確立に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

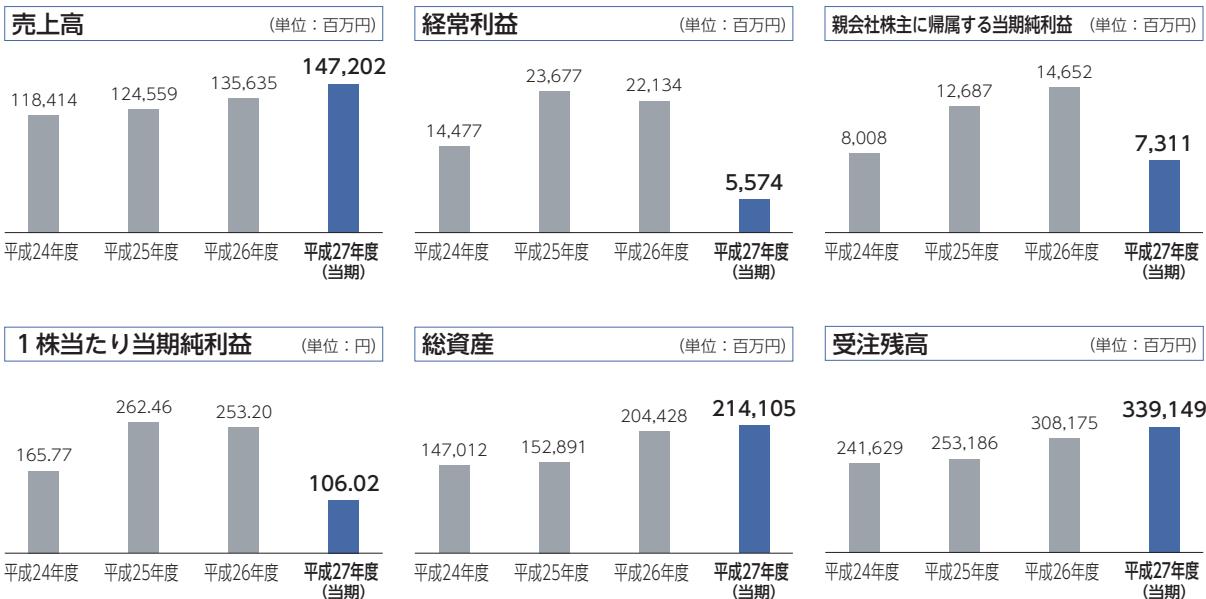
区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	118,414	124,559	135,635	147,202
経常利益 (百万円)	14,477	23,677	22,134	5,574
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,008	12,687	14,652	7,311
1株当たり当期純利益 (円)	165.77	262.46	253.20	106.02
総資産 (百万円)	147,012	152,891	204,428	214,105
受注残高 (百万円)	241,629	253,186	308,175	339,149

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

4. 受注残高は工事完成基準で記載しております。



② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	96,915	98,885	92,052	83,558
経常利益 (百万円)	11,730	20,221	17,353	1,950
当期純利益 (百万円)	6,773	11,057	10,866	3,332
1株当たり当期純利益 (円)	140.12	228.60	187.68	48.29
総資産 (百万円)	126,309	128,520	150,300	158,445

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

売上高 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



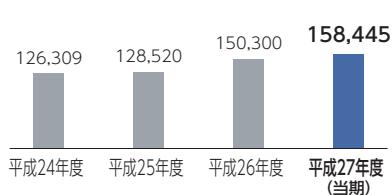
当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産 (単位：百万円)



(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
佐世保重工業株式会社	8,414	100.0	船舶製造業
函館どつく株式会社	1,746	89.9	船舶製造業
オリイメック株式会社	1,491	100.0	機械製造業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業内容

- ① 新造船事業 各種船舶の製造販売
- ② 修繕船事業 各種船舶の修繕および解体
- ③ 機械事業 プレス用自動化装置、精密ばね成形機の製造販売
船用機械機器の製作、修理
- ④ 鉄構陸機事業 橋梁等鉄鋼構造物の製造販売および修繕
- ⑤ その他の他 機械、工具等の販売
ソフトウェア開発、情報機器の販売
設備の保全、保安業務

(8) 企業集団の主要拠点等

- ① 当 社 本社 (大阪市西区)、伊万里事業所 (佐賀県伊万里市)、
東京事務所 (東京都港区)
- ② 佐世保重工業株式会社 本社 (長崎県佐世保市)、東京事務所 (東京都中央区)、
大阪営業所 (大阪市西区)
- ③ 函館どつく株式会社 本社・函館造船所 (北海道函館市)、室蘭製作所 (北海道室蘭市)、
東京事務所 (東京都中央区)
- ④ オリイメック株式会社 本社 (神奈川県伊勢原市)、川口事業所 (埼玉県川口市)

(9) 企業集団および当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
新造船	1,535	62増
修繕船	361	—
機械	503	32減
鉄構陸機	69	—
その他	681	34減
合計	3,149	4減

② 当社の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)
1,002	12増	39.7	16.6

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,556
株式会社福岡銀行	3,197
株式会社日本政策投資銀行	3,031
D I A L E A S E M A R I T I M E S . A .	1,637
株式会社親和銀行	1,429

2 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 190,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 69,003,947株(自己株式16,104株を除く)
(注) 新株予約権の行使により発行済株式の総数が36,000株増加しております。
- (3) 株 主 数 16,333名
- (4) 大 株 主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	5,028	7.3
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	3,050	4.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,855	4.1
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,233	3.2
株 式 会 社 商 船 三 井	2,066	3.0
エ ア ・ ウ ォ ー タ ー 株 式 会 社	1,658	2.4
大 和 工 業 株 式 会 社	1,626	2.4
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	1,529	2.2
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	1,413	2.0
日 本 郵 船 株 式 会 社	1,200	1.7

3 当社の会社役員に関する事項

(1) 当社会社役員の状況 (平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	名 村 建 彦	佐世保重工業株式会社 代表取締役会長、 函館どつく株式会社 取締役会長、 オリイメック株式会社 代表取締役会長
代表取締役社長	名 村 建 介	佐世保重工業株式会社 代表取締役社長、 函館どつく株式会社 社外監査役、 オリイメック株式会社 取締役
代表取締役副社長	吉 岡 修 三	社長補佐 兼 船舶海洋事業部長 兼 製造本部長、 佐世保重工業株式会社 社外取締役、 函館どつく株式会社 取締役
取 締 役	力 武 光 男	常務執行役員 生産業務本部長 兼 伊万里事業所長 兼 ISO総括
取 締 役	茅 切 文 男	常務執行役員 船舶海洋事業部営業本部長 兼 東京事務所長
取 締 役	池 邊 吉 博	執行役員 グループ最高財務責任者 兼 経營業務本部長、 函館どつく株式会社 社外監査役
取 締 役	鈴 木 輝 雄	弁護士、 株式会社スパンドニクス 社外監査役、 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役、 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 社外監査役、 株式会社オーム社 社外監査役
常 勤 監 査 役	小 西 壮 二 郎	佐世保重工業株式会社 社外監査役
常 勤 監 査 役	岩 切 辰 美	
監 査 役	荒 木 勝	公認会計士、 株式会社梅の花 社外取締役
監 査 役	山 下 公 央	株式会社みどり会 社外監査役、 三信株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役鈴木輝雄は、社外取締役であります。
 2. 監査役荒木勝および山下公央は、社外監査役であります。
 3. 監査役荒木勝は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役山下公央は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当社は、取締役鈴木輝雄および監査役荒木勝を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 当社会社役員の報酬等の額

	人 数 (名)	報酬等の総額 (百万円)
取 締 役	8	204
監 査 役	4	42
合 計	12	246

- (注) 1. 上記、報酬等の総額には当事業年度に係る役員賞与および当事業年度に係る報酬として付与した新株予約権の金額が含まれております。
2. 上記の取締役の支給人員には、平成27年6月24日開催の第116回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 上記の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額62百万円は含まれておりません。
4. 上記のうち社外役員に対する報酬等に係る人数および額は3名15百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者および社外役員の兼職状況

区 分	氏 名	兼職状況
社外取締役	鈴木輝雄	株式会社スパンドニクス 社外監査役 ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役 プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 社外監査役 株式会社オーム社 社外監査役
社外監査役	荒木勝	株式会社梅の花 社外取締役
	山下公央	株式会社みどり会 社外監査役 三信株式会社 社外監査役

(注) 上記、兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
社外取締役	鈴木輝雄	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回に出席し、主に裁判官・弁護士として培ってきた豊富な経験・専門の見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	荒木勝	当事業年度開催の取締役会19回のうち全回に出席し、また、監査役会13回のうち全回に出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	山下公央	当事業年度開催の取締役会19回のうち全回に出席し、また、監査役会13回のうち全回に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役および社外監査役は、会社法第423条の第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 43百万円

監査役会は、前事業年度の監査実績の分析、評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 90百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないため、これらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）以外に英文財務諸表作成に関する指導・助言を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の、理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役および使用人の基本的責務と定め、社内通達、社員研修その他の方法により周知徹底を図っています。
- ② 取締役の職務執行の公正性等を監督する機能強化のため、独立した立場の社外取締役を選任しております。
- ③ 内部監査室が法令、定款、社内規程等の遵守状況を計画的に監査し、その結果を内部統制委員会のほか取締役会および監査役に報告しています。なお、改善すべき事項を発見したときは、内部統制委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。
- ④ 法令、諸規程ならびに企業倫理に違反する行為を発見し、是正することを目的とした内部通報制度（申告者に対して不利益となる取り扱いをしない旨を定めたヘルプ・ハッチ）を制定し、関係会社や協力会社の役職員も利用可能な通報窓口（社内／社外窓口）を設置して、コンプライアンス体制の充実を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、「文書管理規程」を制定し、重要な職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録、保管、保存するものとします。
- ② 取締役および監査役は、保管・保存された文書を随時閲覧することができるものとします。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会が重要な組織・人事および業務分掌ならびに取締役会規則、職務権限規程その他の社内規程を定めて、会社の業務執行を組織的・効率的にかつリスク管理に意を用いて執行し得るように努めています。
- ② 取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行っています。また、重要な事項については経営戦略検討会を設け、機関決定に先立ち自由討議方式で検討を重ねることとしています。
- ③ 代表取締役社長の諮問機関として執行役員会を設け、重要な事項について審議を行うこととしています。また、執行役員会に子会社の業務執行状況や財務状況等を定期的或いは必要に応じて報告するものとしています。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要な財産の処分および譲受けその他の重要な業務執行の決定を取締役会で行うことを定めており、その審議においては各種リスクの管理に留意しつつ機関決定を行うよう努めています。
- ② 与信リスクその他の取引リスクの管理については稟議事項を定め、関係職位の意見と常勤監査役の意見を徴するものとしています。
- ③ 環境、安全衛生面のリスク管理については、環境・安全衛生推進部、ISO事務局を置いて取り組んでおり、今後も充実することとします。
- ④ 個人情報の漏洩、インサイダー取引の未然防止のため、規程、マニュアル等を整備し、損失防止の運用管理体制強化に努めております。
- ⑤ 当企業集団の企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、「関係会社管理規程」に基づき、業務執行やリスク管理に係る指導・助言を行うものとしています。
- ⑥ 当企業集団の不測の事態に対処するため、「危機管理規程」に基づき、リスクの抽出および予防策を検討するとともに、重大な危機が生じた場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに組織し、危機への対応と迅速な収拾に向けた活動を行います。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人と称します）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項、補助使用人の取締役からの独立性に関する事項、監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役会の要請がある場合は、内部監査室の室員をして監査役の職務を補助させるものとします。
- ② 補助使用人は、当該補助業務に関して内部監査室長の指揮命令を受けないものとし、その人事異動、人事評価および懲戒処分については、予め監査役の意見を求め、それを尊重するものとします。
- ③ 監査役の要請により任命を受けた補助使用人は、監査役の補助業務に専従するものとし、取締役および使用人が当該補助使用人に対して何ら指揮命令を行うことは出来ないものとします。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- ① 常勤監査役が取締役会のほか、執行役員会、部長会などの構成員となることにより、取締役等から報告を受け、意見を述べることのできる体制を確保しています。
- ② 取締役は当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を速やかに監査役に報告するものとします。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

- ① (6)の①に記載のとおり、取締役等と常勤監査役の意見を交換する体制を設け、監査役が実効性のある監査を実施できる体制を確保します。
- ② 監査役が何時でも、代表取締役社長その他の取締役および使用人に対して質疑応答その他意見交換を行うことができる体制を確保します。なお、監査役に報告や情報提供を行った者に対し解雇その他のいかなる不利益扱いを行わないこととしています。
- ③ 内部監査室は、監査役と緊密に連携し、内部監査の結果を監査役に対しても報告するほか、監査役の要望した事項については監査を実施し、結果を報告するものとします。
- ④ 監査役の職務の執行に係る費用は会社が負担するものとします。

(8) 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の経営状況につき3カ月に1回（重要な子会社については毎月）、担当する取締役および執行役員は執行役員会への報告を義務付け、各子会社の経営方針および経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努めます。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「関係会社管理規程」に従い、子会社各社における経営上の重要な案件については、事前協議の上、当社の取締役会で意思決定します。
- ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社取締役会が策定する全社・グループ中期経営計画に基づき、各部門・子会社等において年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会で半期ごとに進捗状況の確認と見直しを行っています。
- ④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 監査役と連携して当社の内部監査室による各子会社の監査を毎年実施し、法令、定款、社内規程等の遵守状況やリスク管理体制を確認しながら、各子会社の内部統制システムの整備および運用に継続して取り組みます。
 - (イ) 子会社使用人も当社の内部通報制度を利用できるようにしており、企業集団全体でのコンプライアンス体制の強化に努めています。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について

当社は、「取締役会規則」に基づき、定時取締役会を月に1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行っております。社外取締役および社外監査役は、取締役会に加え執行役員会にも出席し、会社の重要事項について報告を受け、適宜質問することにより会社の重要情報を共有しています。なお、当事業年度につきましては、取締役会を19回、執行役員会を12回開催しております。また、管理職全員が参加する毎年2回の部長会で社長から当該年度の全社経営方針を示達するとともに、各部署および各子会社の年度毎の業務運営計画を審議し、確定しています。

(2) リスク管理体制について

当社では、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社および各子会社の内部監査を実施し、3カ月毎に内部統制委員会で報告・審議を行った後、取締役会に報告して情報の共有化を図っております。また、当企業集団の事業を脅かす不測の事態を未然に防止するとともに、危機発生時における迅速な対応および被害の最小化を図るため、平成27年4月に「危機管理規程」を整備し、リスクが顕在化した場合の影響度が大きい自然災害、設備事故、重大事故、情報システム事故を重点リスクとして、継続的なリスク管理活動に取り組んでおります。

(3) コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンス体制の基礎となる行動憲章・行動指針を掲げ、企業倫理の確立と社会的責任の遂行に努めており、法令等の遵守を推進していくために社内研修を実施しております。当事業年度におきましては、管理職を対象としたインサイダー取引防止研修や係長・職長等の指導者を対象としたリスク管理研修を実施しております。また、法令違反等の未然防止と早期発見を目的に社内通報制度を制定しておりますが、通報制度の利便性を高めるために新たに関係会社や協力会社の役職員も利用可能な通報社外窓口を設置し、内部通報制度に名称を改めて平成28年3月1日から運用を開始しております。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において監査役会は13回開催され、常勤監査役から会社の状況に関する報告および監査役相互の意見交換が行われています。

また、常勤監査役は取締役会、執行役員会を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換を行い、取締役の職務執行について監視するとともに、子会社を含むほぼ全ての内部監査に同席し、内部監査室との連携が図られています。

(5) グループ管理体制について

「関係会社管理規程」を定めて管理項目を明確にし、子会社の重要事項の事前承認や報告を受ける体制を整えております。また、子会社からの経営状況につきましては、毎月開催の社外役員も出席する執行役員会で、各子会社を担当する取締役および執行役員から3カ月に1回の頻度で経営状況等の報告を受けており、現状が把握できる状況にあります。

7 株式会社への支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 当社の企業価値の源泉について

当社は、1911年（明治44年）の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年に亘り安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の三大船社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。

第三に、顧客ニーズを的確に捉えた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

② 企業価値向上のための取組み

当企業集団は事業環境の変化に確実に対応し、持続的な成長・発展を実現すべく平成26年度から平成28年度までの3ヶ年間の中期経営計画「勝負のとき」を策定し、コスト削減と研究開発力の強化を中心とした事業収益力の向上と成長戦略の両立を目指しております。当企業集団といたしましては、新造船事業の生産性向上とコスト削減による収益力の向上を図るとともに、新商品開発や顧客ニーズを反映した競争力ある商品の開発を加速させつつ常時3年分の手持工事量の確保に努め、熾烈さを増す国際的な生存競争での勝ち残りを図ってまいります。また、修繕船事業、機械事業、鉄構陸機事業、その他事業につきましても、急速かつ多様な環境変化への対応力を強化することで事業基盤を強化し、各事業における強みを活かし、かつ、弱みを克服し、安定した収益の確保に努めてまいります。成長戦略については、企業の成長の礎となる内部体質の強化を加速するとともに、他社との戦略的事業提携や次なる海外進出なども積極的に検討を進めてまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、内部統制委員会と内部監査室を中心に、内部統制システムの評価およびその維持・改善を行っております。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

また、執行役員制度を採用して、経営に関する意思決定と業務の執行およびこれらに対する監視の各機能の充実・強化を図り、審議の充実と業務執行の迅速化・効率化を通じて、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会の場で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会の場でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役の業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べるができることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間取引関係その他利害関係はありません。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

なお、対応方針の詳細については、平成26年5月9日付「当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

（当社ホームページ：<http://www.namura.co.jp/>）

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

- ① 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記(2)の取組み）について
上記(2)に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。
従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。
- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(3)の取組み）について
- ・当該取組みが基本方針に沿うものであること
当該取組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。
 - ・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと
当社は、以下の理由により、当該取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。
 - (ア) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
 - (イ) 株主意思を重視するものであること
 - (ウ) 独立委員会による判断の重視と情報開示
 - (エ) 合理的な客観的要件の設定
 - (オ) 第三者専門家の意見の取得
 - (カ) デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

※ 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	160,030
現金及び預金	104,308
受取手形及び売掛金	36,589
商品及び製品	1,470
仕掛品	9,335
原材料及び貯蔵品	1,302
前渡金	1,413
繰延税金資産	1,370
その他	4,270
貸倒引当金	△27
固定資産	54,075
有形固定資産	42,130
建物及び構築物	16,708
ドック船台	2,452
機械装置及び運搬具	4,865
船舶	1,115
工具、器具及び備品	628
土地	14,874
リース資産	650
建設仮勘定	838
無形固定資産	423
ソフトウェア	359
リース資産	31
電話加入権	29
その他	4
投資その他の資産	11,522
投資有価証券	7,857
長期貸付金	29
繰延税金資産	1,072
その他	2,663
貸倒引当金	△99
資産合計	214,105

科目	金額
負債の部	
流動負債	85,398
支払手形及び買掛金	32,192
短期借入金	6,078
リース債務	214
未払法人税等	692
前受金	35,681
保証工事引当金	552
工事損失引当金	3,258
役員賞与引当金	67
設備関係支払手形	629
その他	6,035
固定負債	18,924
長期借入金	10,200
リース債務	507
繰延税金負債	986
役員退職慰労引当金	99
特別修繕引当金	137
退職給付に係る負債	5,223
資産除去債務	991
その他	781
負債合計	104,322
純資産の部	
株主資本	108,825
資本金	8,108
資本剰余金	33,906
利益剰余金	66,825
自己株式	△14
その他の包括利益累計額	△263
その他有価証券評価差額金	△27
繰延ヘッジ損益	9
為替換算調整勘定	919
退職給付に係る調整累計額	△1,164
新株予約権	205
非支配株主持分	1,016
純資産合計	109,783
負債・純資産合計	214,105

連結損益計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		147,202
売上原価		132,254
売上総利益		14,948
販売費及び一般管理費		8,309
営業利益		6,639
営業外収益		
受取利息	90	
受取配当金	483	
持分法による投資利益	2	
その他	154	729
営業外費用		
支払利息	393	
固定資産除売却損	292	
為替差損	1,037	
その他	72	1,794
経常利益		5,574
特別利益		
契約解約益	2,952	
投資有価証券売却益	255	3,207
特別損失		
投資有価証券評価損	385	
減損損失	50	435
税金等調整前当期純利益		8,346
法人税、住民税及び事業税	1,716	
法人税等調整額	△709	1,007
当期純利益		7,339
非支配株主に帰属する当期純利益		28
親会社株主に帰属する当期純利益		7,311

連結株主資本等変動計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	8,097	33,886	61,583	△14	103,552
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	11	11			22
剰 余 金 の 配 当			△2,069		△2,069
親会社株主に帰属する当期純利益			7,311		7,311
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
自 己 株 式 の 処 分		9		2	11
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	11	20	5,242	0	5,273
当 期 末 残 高	8,108	33,906	66,825	△14	108,825

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	1,740	3	1,002	△375	2,370	185	1,004	107,111
連結会計年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)						△22		0
剰 余 金 の 配 当								△2,069
親会社株主に帰属する当期純利益								7,311
自 己 株 式 の 取 得								△2
自 己 株 式 の 処 分								11
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△1,767	6	△83	△789	△2,633	42	12	△2,579
連結会計年度中の変動額合計	△1,767	6	△83	△789	△2,633	20	12	2,672
当 期 末 残 高	△27	9	919	△1,164	△263	205	1,016	109,783

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	108,644	流動負債	58,449
現金及び預金	71,342	支払手形	4,903
受取手形	177	買掛金	12,283
売掛金	19,492	短期借入金	2,154
仕掛品	2,115	リース債務	36
原材料及び貯蔵品	307	未払金	1,081
前渡金	10,132	未払費用	1,432
前払費用	126	前受金	33,077
繰延税金資産	818	預り金	155
未収収益	3	保証工事引当金	592
未収入金	2,851	工事損失引当金	2,346
未収消費税等	1,262	役員賞与引当金	26
その他	41	設備関係支払手形	324
貸倒引当金	△22	その他	40
固定資産	49,801	固定負債	6,006
有形固定資産	13,382	長期借入金	3,516
建物	4,873	リース債務	96
構築物	2,018	繰延税金負債	313
ドック船台	351	退職給付引当金	991
機械及び装置	1,494	資産除去債務	511
船舶	0	その他	579
車両運搬具	70	負債合計	64,455
工具、器具及び備品	298	純資産の部	
土地	3,820	株主資本	93,459
リース資産	118	資本金	8,108
建設仮勘定	340	資本剰余金	33,837
無形固定資産	193	資本準備金	33,837
ソフトウェア	193	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	36,226	利益剰余金	51,526
投資有価証券	5,109	利益準備金	247
関係会社株式	30,631	その他利益剰余金	51,279
出資金	0	配当準備積立金	122
長期貸付金	2	特別償却準備金	60
長期前払費用	8	固定資産圧縮積立金	100
その他	478	別途積立金	2,000
貸倒引当金	△2	繰越利益剰余金	48,997
資産合計	158,445	自己株式	△12
		評価・換算差額等	326
		その他有価証券評価差額金	353
		繰延ヘッジ損益	△27
		新株予約権	205
		純資産合計	93,990
		負債・純資産合計	158,445

損益計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		83,558
売上原価		79,741
売上総利益		3,817
販売費及び一般管理費		3,001
営業利益		816
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,965	
その他	21	1,986
営業外費用		
支払利息	119	
支払手数料	26	
固定資産除売却損	11	
為替差損	670	
その他	26	852
経常利益		1,950
特別利益		
契約解約益	2,390	2,390
特別損失		
投資有価証券評価損	380	380
税引前当期純利益		3,960
法人税、住民税及び事業税	858	
法人税等調整額	△230	628
当期純利益		3,332

株主資本等変動計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金
当 期 首 残 高	8,097	33,826	0	33,826	247
当 期 中 の 変 動 額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	11	11		11	
剰 余 金 の 配 当					
特別償却準備金の取崩					
特別償却準備金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
固定資産圧縮積立金の積立					
当 期 純 利 益					
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分			0	0	
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)					
当 期 中 の 変 動 額 合 計	11	11	0	11	—
当 期 末 残 高	8,108	33,837	0	33,837	247

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
	配当準備 積立金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	122	66	90	2,000	47,738	50,263
当 期 中 の 変 動 額						
新株の発行（新株予約権の行使）						
剰 余 金 の 配 当					△2,069	△2,069
特別償却準備金の取崩		△22			22	—
特別償却準備金の積立		16			△16	—
固定資産圧縮積立金の取崩			△12		12	—
固定資産圧縮積立金の積立			22		△22	—
当 期 純 利 益					3,332	3,332
自 己 株 式 の 取 得						
自 己 株 式 の 処 分						
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）						
当 期 中 の 変 動 額 合 計	—	△6	10	—	1,259	1,263
当 期 末 残 高	122	60	100	2,000	48,997	51,526

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△10	92,176	1,399	16	1,415	185	93,776
当 期 中 の 変 動 額							
新株の発行 (新株予約権の行使)		22				△22	0
剰 余 金 の 配 当		△2,069					△2,069
特別償却準備金の取崩							
特別償却準備金の積立							
固定資産圧縮積立金の取崩							
固定資産圧縮積立金の積立							
当 期 純 利 益		3,332					3,332
自 己 株 式 の 取 得	△2	△2					△2
自 己 株 式 の 処 分	0	0					0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)			△1,046	△43	△1,089	42	△1,047
当 期 中 の 変 動 額 合 計	△2	1,283	△1,046	△43	△1,089	20	214
当 期 末 残 高	△12	93,459	353	△27	326	205	93,990

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 名村造船所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 井上 嘉之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤川 賢 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名村造船所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 名村造船所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 井上 嘉之 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤川 賢 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名村造船所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および重要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役および監査役等に意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

株式会社 名村造船所 監査役会

常勤監査役 小西 壮二郎 ㊟

常勤監査役 岩切 辰美 ㊟

監査役 荒木 勝 ㊟

監査役 山下 公央 ㊟

(注) 監査役 荒木勝および監査役 山下公央は、会社法に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当につきましては、企業体力や今後の経営体質の強化および将来の事業展開等を勘案のうえ安定的かつ継続的な配当を主眼としつつ、当期の収益状況、現状の業界動向および今後の事業戦略、財務体質等を総合的に勘案して、決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、当期収益状況等に鑑み、次のとおりといたしたく、よろしくご承認をお願いするものであります。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭
2 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金10円……………総額690,039,470円 なお、中間配当金（当社普通株式1株につき金10円）を加えた年間配当金は、当社普通株式1株につき金20円となります。
3 剰余金の配当が効力を生じる日	平成28年6月24日

第2号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 吉岡修三、茅切文男および鈴木輝雄の3名は任期満了となりますので、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

1 よし おか しゅう ぞう **吉岡 修三** 昭和25年12月19日生

所有する当社株式数：36,500株

再任

■ 略歴、地位および担当

昭和48年10月 当社入社
 平成17年6月 当社執行役員船舶海洋事業部副事業部長
 平成18年4月 当社執行役員船舶海洋事業部長
 平成18年6月 当社取締役執行役員船舶海洋事業部長
 平成19年4月 当社取締役常務執行役員船舶海洋事業部長
 平成22年4月 当社取締役専務執行役員伊万里事業所長兼 I S O 総括兼船舶海洋事業部長
 平成22年6月 当社代表取締役専務伊万里事業所長兼 I S O 総括兼船舶海洋事業部長
 平成23年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼生産業務本部・鉄構事業部統轄兼伊万里事業所長
 平成24年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼生産業務本部管掌
 平成26年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長
 平成26年6月 当社代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼伊万里事業所長
 平成26年10月 当社代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼製造本部長
 平成28年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼グループ新造船事業統轄兼船舶海洋事業部長
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

- 佐世保重工業株式会社 社外取締役
- 函館どつく株式会社 取締役

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、船舶海洋事業部を始め、鉄構事業部や生産業務本部などにおける豊富な経験と幅広い識見を有し、当社の代表取締役副社長に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、実績を活かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者となりました。

2 茅切 文男

かや きり ふみ お

昭和28年1月30日生

所有する当社株式数： 1,500株

再任

■ 略歴、地位および担当

昭和51年4月 丸紅株式会社入社
平成22年4月 当社入社、船舶海洋事業部営業本部営業部長
平成25年4月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部長兼営業部長兼東京事務所長
平成25年10月 当社執行役員船舶海洋事業部営業本部長兼東京事務所長
平成26年6月 当社取締役執行役員船舶海洋事業部営業本部長兼東京事務所長
平成27年4月 当社取締役常務執行役員船舶海洋事業部営業本部長兼東京事務所長
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 取締役候補者とした理由

同氏は、営業分野等での豊富な経験を有し、当社の取締役に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験、実績を活かし今後も当社のさらなる発展を牽引することが期待できることから取締役候補者となりました。

3 鈴木 輝雄

すず き てる お

昭和22年2月1日生

所有する当社株式数： 0株

再任

社外

■ 略歴、地位および担当

昭和47年4月 判事補任官
昭和57年4月 神戸地方裁判所判事
昭和59年4月 同上退官、弁護士登録
平成21年11月 鈴木法律事務所設立
平成26年6月 当社社外取締役
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

- 弁護士
- 株式会社スバンドニクス 社外監査役
- ピー・アンド・ジー株式会社 社外監査役
- プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社 社外監査役
- 株式会社オーム社 社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

同氏は、裁判官・弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行できる知識と能力を有しております。これらの経験を活かし今後も取締役会の透明性の向上および監督機能の強化への貢献が期待できることから社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。

4 古川 芳孝

ふる かわ よし たか

昭和40年11月12日生

新任

所有する当社株式数： 0株

社外

■ 略歴、地位および担当

平成7年3月 九州大学工学部助教授
 平成20年2月 九州大学大学院工学研究院教授
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

●九州大学 大学院工学研究院教授

■ 社外取締役候補者とした理由

同氏は、九州大学大学院の教授として船舶に関する研究等をしており、船舶の専門家としての経験・識見が豊富であり、業務執行から独立した立場で当社経営の重要事項の決定に有用な意見・助言をいただける経験と能力を有しております。これらの経験を活かし取締役会の透明性の向上および監督機能の強化への貢献が期待できることから社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 鈴木輝雄氏および古川芳孝氏は社外取締役候補者であります。なお、鈴木輝雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、古川芳孝氏が取締役就任された場合には、新たに独立役員となる予定です。
3. 当社は、鈴木輝雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、古川芳孝氏が取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 小西壮二郎、荒木勝および山下公央の3名は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

1 い せき のぶ ゆき 井関 延行 昭和25年8月28日生

所有する当社株式数：51,600株

新任

■ 略歴および地位

昭和44年4月 当社入社
平成15年10月 当社経營業務本部長兼経営管理部長
平成16年6月 当社取締役経營業務本部長兼副本社長
平成17年6月 当社取締役常務執行役員経營業務本部長兼本社社長
平成17年10月 当社取締役常務執行役員経營業務本部長兼内部監査室長兼本社社長
平成23年4月 当社取締役専務執行役員社長補佐兼本社社長
平成24年4月 当社取締役専務執行役員社長補佐兼経營業務本部管掌兼本社社長
平成26年4月 当社取締役専務執行役員社長補佐兼経營業務本部長兼本社社長
平成26年10月 当社取締役専務執行役員社長補佐兼グループ最高財務責任者兼経營業務本部管掌兼本社社長
平成27年6月 当社顧問
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

● 佐世保重工業株式会社 社外取締役

■ 監査役候補者とした理由

同氏は、財務・会計をはじめとする会社の管理における識見を有し、当社の監査役に相応しい経験と能力を有しております。これらの経験を活かし当社の経営の健全性および透明性の向上への貢献が期待できることから監査役候補者といたしました。

あら き まさる
2 荒木 勝 昭和27年3月19日生

所有する当社株式数： 0株

再任

社外

■ 略歴および地位

昭和51年8月 監査法人中央会計事務所入所
 昭和55年9月 公認会計士登録
 平成16年2月 荒木公認会計士事務所設立
 平成24年6月 当社社外監査役
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

- 公認会計士
- 株式会社梅の花 社外取締役

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は、公認会計士としての経験・識見が豊富であり、専門的な見地から公正かつ客観的な立場で取締役の業務執行状況を監査する能力を有しております。これらの経験を活かし今後も当社の経営の健全性および透明性の向上への貢献が期待できることから社外監査役候補者となりました。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。

やま した きみ おう
3 山下 公央 昭和26年2月18日生

所有する当社株式数： 0株

再任

社外

■ 略歴および地位

昭和49年4月 株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入行
 平成16年7月 株式会社UFJホールディングス（現 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ）執行役員リスク統括部・コンプライアンス統括部担当
 平成17年5月 同社退任
 平成17年6月 カブドットコム証券株式会社社外取締役（取締役会長）
 平成22年6月 同社退任
 雄洋海運株式会社（現 JXオーシャン株式会社）社外監査役
 大阪証券金融株式会社（現 日本証券金融株式会社）社外監査役
 平成24年3月 雄洋海運株式会社社外監査役退任
 平成25年7月 大阪証券金融株式会社社外監査役退任
 平成26年6月 当社社外監査役
 現在に至る

■ 重要な兼職の状況

- 株式会社みどり会 社外監査役
- 三信株式会社 社外監査役

■ 社外監査役候補者とした理由

同氏は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、リスク管理、財務会計に関する相当程度の知見および取引管理の知見を有しており、公正かつ客観的な立場で取締役の業務執行状況を監査する能力を有しております。これらの経験を活かし今後も当社の経営の健全性および透明性の向上への貢献が期待できることから社外監査役候補者となりました。なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 荒木勝氏および山下公央氏は社外監査役候補者であります。なお、荒木勝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 3. 当社は、荒木勝氏および山下公央氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、平成27年6月24日開催の第116回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役山本紀夫氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

やま もと のり お
山本 紀夫 昭和27年6月29日生

所有する当社株式数： 0株 社外

■ 略歴および地位

昭和56年4月 弁護士登録
昭和59年1月 坂口・山本法律事務所設立
平成7年4月 山本法律事務所設立
現在に至る

■ 重要な兼職の状況

● 弁護士

■ 補欠監査役候補者とした理由

同氏は弁護士としての専門的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本紀夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。なお、同氏が監査役に就任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
3. 山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場のご案内

会場 大阪市西区立売堀三丁目1番1号 大阪トヨペットビル9階会議室

交通 地下鉄中央線・千日前線 阿波座駅下車、2号出入口を出て
中央大通を東へ約100メートル



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



環境に配慮した植物油インキ
を使用しています。